

令和8年度ライフデザイン事例集を活用した若者向けセミナー・ワークショップ業務仕様書

1 業務の名称

ライフデザイン事例集を活用した若者向けセミナー・ワークショップ業務

2 趣旨・目的

県では、少子化対策の一環として、社会環境や価値観の多様化を踏まえ、若者がキャリア形成のみならず、結婚・妊娠・出産・子育てなど将来の選択肢について主体的に考え、希望する人生を実現できるよう、ライフデザイン支援事業を実施している。

本業務は、県が令和 6・7 年度に制作したライフデザイン事例集「LIFE-100 Real Report」を活用し、ライフデザインに関する出前講座及び集合型イベントを通じて、若者が多様な価値観に触れながら自らの将来について考える機会を提供するとともに、同事例集の効果的な周知・活用促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日(水)まで

4 用語の解説

この事業において、以下の用語については次のとおりとする。

① ライフデザイン

「将来どんな人生を送りたいか」を構想し、職業などキャリア形成のほか、結婚、妊娠・出産、子育てなどの将来について、人生設計をすること。

② ライフデザイン事例集「LIFE-100 Real Report」

令和 6・7年度に県が制作した群馬にゆかりのある、多様な職業・価値観を持つ社会人100人のリアルな声を取材したライフデザインの事例集。デジタルブックを群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」に掲載

▶<https://smilelife.pref.gunma.jp/lifedesign/real-report/>

5 実施対象等

(1)実施対象

- ・本事業の対象は以下に該当する高校生及び大学生等とする。
- ・出前講座は、県内の高等学校及び大学等(短期大学、専門学校を含む)の在学者。
- ・集合型イベントは、出前講座参加者に加え、県内在住又は在学者。

(2)実施規模(予定)

- ・出前講座:県内の高校及び大学等、複数校(最大6校)で実施する。
- ・集合型イベント:20名以上の対象者の参加を目標とする。

(3)実施時間(予定)

ア 出前講座(例)

- ・高校:50分×2コマ程度

- ・大学:90分×1コマ程度
- ※学校の実情に応じて柔軟に調整を行うこととする。

イ 集合型ライフデザインイベント

- ・原則として終日開催を基本とし、十分な対話・交流・振り返りの時間を確保すること。

6 業務の内容

(1)事業全体の企画・運営

受託者は本業務の趣旨・目的を踏まえ、以下の事項を含む事業の企画及び運営を行うこと。

- ・出前講座及び集合型イベントを含めた一体的な事業設計
- ・対象者(高校生・大学生等)の特性を踏まえた効果的なプログラム構成の検討
- ・実施校、講師、関係機関等との連絡調整
- ・各業務の進行管理及びスケジュール管理
- ・その他、本業務の円滑な実施に必要な一切の業務

(2)ライフデザイン出前講座の実施

県内の高校及び大学等において、ライフデザイン事例集を活用した出前講座を実施する。

ア 実施校の選定・調整等

- ・実施校については、県が指定する学校を基本とし、受託者は当該学校との連絡調整を行うこと。
- ・また、必要に応じて実施校の追加に係る調整・交渉等を行うこと。
- ・実施校ごとのニーズや授業形態に応じ、講座内容の調整を行うこと。
- ・なお、最終的な実施校の決定については、県と協議の上、決定するものとする。

イ 講座内容の企画・構成

以下の要素を含むプログラムを企画すること。

- ・県制作事例集の内容紹介及び活用促進
 - ・事例集掲載者等による実体験の共有(掲載者がゲストスピーカーとして講話)
 - ・参加者が主体的に考え、意見交換・発表を行うワークショップ
 - ・自身の将来設計について考える振り返り機会の設定
- ※単なる講義形式に偏らず、参加型・対話型の構成とすること

ウ 講師・ゲストスピーカー等の手配

- ・メイン講師は、共愛学園前橋国際大学 奥田教授とする。但し、当該メイン講師が日程等の都合により対応が困難な場合に備え、ライフデザインに関する専門的知見を有する者を代替講師として併せて提案すること。
- ・メイン講師を含む講師、ゲストスピーカー等の選定については、県と協議の上、最終的に決定するものとする。
- ・実施校の要望に応じて、事例集掲載者等のゲストスピーカーの選定・調整を行うこと。
- ・契約後にメイン講師と調整し、ワークショップを円滑に進行するためのファシリテーターを配置すること。

エ 実施運営

- ・当日の運営(進行、配布物管理、記録等)
- ・参加者が安心して発言できる環境づくり

- ・実施後のアンケート回収及び効果測定

(3) 集合型イベントの実施

出前講座の実施後、ステップアップ企画として集合型イベントを実施する。

ア 企画・内容

- ・開催時期については年内を目途に実施すること。
 - ・出前講座の内容を踏まえ、より発展的にライフデザインを考えられるプログラムとすること。
 - ・内容はメイン講師等と調整の上、参加型・対話型の構成とすること。
- ※企画提案時に、会場候補の他、具体的なプログラムと当日のタイムスケジュールを提案されたい。

イ 参加者募集

- ・出前講座参加者への案内を行うとともに、5(1)実施対象に沿って広く参加を呼びかけること
- ・参加者数は20名以上の確保を目標とすること
- ・SNS、学校、関係機関等を活用し、効果的に周知すること
- ・特定の属性に偏らないよう配慮すること

ウ 運営

- ・会場(県内施設を想定)の調整
- ・ファシリテーター等の手配
- ・当日の進行管理及び記録
- ・参加者同士の交流・対話を促進する工夫

(4) 事例集の周知・広報

「LIFE-100 Real Report」の認知向上及び活用促進に向け、効果的な広報を実施する。

ア 出前講座と連動した周知

- ・講座内において冊子の紹介及び活用促進を行うこと
- ・配布用冊子の印刷及び提供

イ 広報媒体の作成

- ① 事例集周知用チラシ
 - ・部数:4,000部程度
 - ・規格:A4判、両面、フルカラー
 - ・内容:デジタル冊子への導線(QRコード等)を含む構成
- ② 集合型イベント募集チラシ
 - ・部数:2,000部程度
 - ・規格:A4判、片面、フルカラー

ウ 広報手法の企画・実施

- ・SNS広告等の掲出を行うこと
- ・広告用ビジュアルを3パターン程度作成すること
- ・広告内容・媒体については、効果的な手法を提案すること(一例としてPR用に15秒または30秒動画を作成し、県内施設のデジタルサイネージ等を活用して周知するなど)

エ その他広報手法

- ・学校・教育機関への周知

- ・関係団体との連携
 - ・その他、若者への訴求力の高い手法の提案・実施
- ※具体手法は受託者の提案による

7 業務実施計画書の策定

本件業務契約締結後、以下の内容を記載した計画書(任意様式)を速やかに策定し提出すること。なお、計画は県との協議を踏まえ決定すること。

- (1)事業全体の概要
- (2)各事業の具体的内容
- (3)業務執行体制
- (4)業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載
- (5)全体のスケジュール
- (6)その他、県が必要と認める事項

計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

8 業務報告

本件業務の終了後速やかに、業務報告書(任意様式)を県に提出すること。以下事項については必ず記載すること。

- (1)事業の実施概要
- (2)効果測定の実施結果
- (3)その他、県が必要と認める事項

9 その他

- (1)本仕様書に示す内容について、数量等が未確定な部分や詳細内容について、契約締結後に変更する場合がある。その場合は事前に県及び実施校と協議の上、内容や金額の変更等について決定する。
- (2)本仕様書にないものは県、実施校及び受託者の協議により定める。
- (3)受託者は打合せの内容を記録し、随時県へ提出すること。
- (4)受託者は、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5)製作物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6)個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (7)本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (8)本業務は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」により実施するものであり、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (9)本業務の経理を明確にするため受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (10)本業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託者の負担とする。

(11)講師の移動や事業の対面開催が困難となる等の事情が生じた場合、オンライン開催等、委託者と実施方法について協議することとする。この場合において、不要となった講師等の旅費については、業務の企画提案にあたって、受託者が提出した経費内訳に基づいて減額契約を行う。また、仕様書記載の業務の一部が実施できなくなった場合は、委託者と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更をする。

以上